

川越市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い

この取扱いは、川越市建設工事標準請負契約約款第10条に基づく現場代理人の常駐義務における緩和に関して、必要な事項を定める。

1 全ての工事を対象とした「常駐を要しない期間」について

(1) 常駐を要しない期間

全ての工事において、実質的に現場が稼働していない次の各号に掲げる期間は、現場代理人が現場への常駐を要しないものとします。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 工事完成後、検査が完了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ウ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中断している期間

エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(2) 常駐を要しない期間の明示

個々の工事における上記期間については、打合せ記録等の書面により明示することとします。

2 一定の条件を満たす工事を対象とした「兼務を認める工事」について

(1) 兼務を認める工事

次のア、イ又はウに掲げる条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することができます。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認められないと判断した場合は、兼務をすることができないのでご注意ください。

ア 以下のいずれかの条件を満たす工事

(ア) 川越市（川越市上下水道局を含む。）が発注した当初請負契約額3,500万円未満の工事

(イ) 川越市（川越市上下水道局を含む。）が発注した単価契約に係る工事

イ ア以外の場合でも、以下の条件を全て満たす工事

(ア) 川越市（川越市上下水道局を含む。）が発注した工事

(イ) 「川越市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」により、主任技術者の兼務が認められた工事

ウ ア又はイに規定するもののほか、別表1に該当する工事

(2) 兼務を認める条件

(1)の「兼務を認める工事」において、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り
ります。

ア 発注者との連絡体制が確保されていること

イ 必ず、いずれかの工事に常駐していること

ウ 現場代理人の指示のもとに、安全管理のほか現場の取り締まりに支障が生
じない体制をとること

(3) 兼務することができる工事等の確認方法

(1)の「兼務を認める工事」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記
載することにしてあります。「現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書（様
式1号）」により発注者に照会してください。なお、上記(1)イに係る兼務につい
ては、入札参加資格審査時（落札候補者となった時点）に発注者に確認を行っ
てください。

(4) 兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を行う場合は、「現場代理人の兼務届（様式2号）」を2部
作成し、それぞれの工事を所管する工事担当課へ提出して下さい。この場合、
必ず兼務可能であることが確認できる書類（入札公告、指名通知書、当初請負
契約書の写し又は現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書等）を添付し
てください。

(5) その他

連絡体制の不備等、兼務に支障があると認められた場合は、兼務の承認を取
り消す場合があります。

3 適用日

この取扱いは、平成29年3月14日以降に入札公告又は指名通知を行う建設
工事に適用します。

別表 1

<p>工種等の特性が特化している 工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財等の特殊な工事
<p>常駐を要しない期間に該当する 工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋蔵文化財調査等により工事の一時中断が数ヶ月かかる工事 ・ 工場製作を含む工事で工場製作の期間が数ヶ月間掛かる工事
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川越市と締結している「災害時における応急復旧業務に関する協定書」に基づき施工する工事 ・ 災害復旧などの緊急を要する工事

※ 別表 1 に該当し兼務が認められた工事であっても、工事の施工状況等によっては兼務期間を限定する場合があります。また、工事の進捗状況によっては、兼務を取り消す場合があります。